



# 「子ども・子育て支援新制度」が始まります！

共働き家庭の増加や家庭環境の多様化などにより、子育て支援へのニーズが高まっています。さまざまなニーズにお応えするため、平成27年度より、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が実施される予定です。

新制度では、消費税率引き上げによる増収分の一部を財源とし、子ども・子育ての支援を充実することになっています。

今回は、新制度の概要と、改修・新設される保育園を紹介し、問合せ 子育て支援課 係 ☎ 497・2086

## どのようなことが行われるの？

「子ども・子育て支援新制度」は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、左記の取り組みを進めます。

- ① 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大及び確保
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

①「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」のために

幼稚園と保育園の良さを併せ持つ「認定こども園」の設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより、その普及を進めます。

### 保育の必要性の認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで下記「保育が必要な事由」のいずれかに該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の子どもで下記「保育が必要な事由」のいずれかに該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育※

#### ★保育が必要な事由

- ◆就労(パートタイム・夜間・内職なども含む)
- ◆妊娠・出産
- ◆保護者の疾病・傷害
- ◆同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ◆災害復旧
- ◆求職活動(起業準備を含む)
- ◆就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- ◆虐待やDVの恐れがある
- ◆育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ◆その他、上記に類する状態として認められる場合

※少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる事業(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)

②「保育の量的拡大及び確保」のために

地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園や保育所と少人数の子どもを預かる家庭的保育や小規模保育などを組み合わせ、待機児童の解消を計画的に進めます。

③「地域の子ども・子育て支援の充実」のために

すべての家庭を対象に、「一時預かり」サービスの拡充など地域のニーズに応じた、多様な子育て支援の充実を進めます。



### 清瀬市の対応は？

新制度では、各市区町村において、保育などの需要見込みや提供体制などを盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、同計画の策定にあたっては、地域の実情やニーズなどを踏まえるため、各関係者で構成する「子ども・子育て会議」を設け、意見を聞くこととしています。

市でも「清瀬市子ども・子育て会議」を設置し、清瀬市にふさわしい新しい制度の構築を目指し取り組んでいます。会議は傍聴が可能ですので、ぜひお越しください。

### 入所・入園の手続きは変わる？

新制度のスタートに伴い、教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園・地域保育)を利用する際の手続き方法が変わります。

新制度では、教育・保育施設を利用する場合は、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

また、認定には3つの区分があり、区分によって利用できる施設が異なります。(左上表「保育の必要性の認定区分」・左図「新制度における申込み方法」参照)

なお、新制度利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じて決まります。(申込みの具体的な内容などは、決まり次第お知らせします)

### 新制度における申込み方法

#### 幼稚園などを利用希望の場合

- ① 幼稚園などに直接利用申込みをします
- ② 幼稚園などから入園の内定を受けます
- ③ 幼稚園などを通じて利用のための認定を申請します
- ④ 幼稚園などを通じて市区町村から認定証が交付されます(1号認定)
- ⑤ 幼稚園などと契約をします

#### 保育所などでの保育を利用希望の場合

- ① 市区町村に「保育の必要性」の認定を申請します
- ② 市区町村から認定証が交付されます(2号・3号認定)
- ③ 保育所などの利用希望を申込みします(①の申請時に行うことも可)
- ④ 申請者の希望、保育所などの状況により市区町村が利用調整します
- ⑤ 利用先の決定後、通知となります

#### 認定こども園の利用を希望する場合

1号認定の場合は「幼稚園などを利用希望の場合」、2・3号認定の場合は「保育所などでの保育を利用希望の場合」の手続きの流れが基本となります。

#### 増築

##### 清瀬どろんこ保育園

運営者 社会福祉法人 どんこ会  
所在地 松山3-1-24

改修後定員数(予定)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	12	12	20	20	20	90

単位=人



イメージ

#### 建て替え

##### 清瀬上宮保育園

運営者 社会福祉法人 上宮会  
所在地 竹丘3-8-1

改修後定員数(予定)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
12	18	22	23	23	23	121

単位=人



イメージ

#### 新設

##### のしお一丁目保育園

運営者 社会福祉法人 のゆり会  
(のしお保育園運営法人)

所在地 野塩1-322-1

定員数(予定)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9	13	13	15	17	17	84

単位=人



イメージ

**平成27年度新設・改修保育園**

市では、待機児童解消の取り組みとして、民設民営の認可保育園の誘致や、施設改修を進めてきました。

その結果、平成27年4月に、野塩一丁目地区に定員84人の認可保育園がオープンします。

また、松山三丁目の清瀬どろんこ保育園と竹丘三丁目の清瀬上宮保育園は、施設改修により定員が増えます。